

**平成30年度十島村諏訪之瀬島及び平島地区携帯電話等エリア整備事業に係る施  
工監理審査業務委託  
公募型プロポーザル実施要項**

1 事業趣旨

十島村では、十島村住民に超高速ブロードバンド環境を提供することを目的とし、平成30年度十島村諏訪之瀬島及び平島地区携帯電話等エリア整備工事(以後、本整備事業)を実施することとしている。本整備事業は平成30年度に中之島～諏訪之瀬島、諏訪之瀬島～平島に海底光ファイバケーブルを敷設するとともに、広域イーサネットサービスが提供できるよう中之島、諏訪之瀬島、平島内の陸上光ケーブルを敷設する。

平成30年度十島村諏訪之瀬島及び平島地区携帯電話等エリア整備事業に係る施工監理審査業務委託(以後、本業務)では、本整備事業が適正に遂行されるよう、超高速ブロードバンドに関する専門的な知識や実務経験を有する事業者に対し、施工管理、設計審査等の技術的支援に関する業務を委託するものである。

参考までに、平成31年度は、今年度同様の整備工事を口之島、小宝島、宝島において実施する予定である。

2 企画応募の趣旨

民間事業者の高度な技術や専門的な知識を得ることにより効果的かつ効率的な施工監理及び審査を行うため、企画提案を広く募集し、本村に設置する「十島村情報通信基盤整備事業(海底光ファイバケーブル)施工監理審査業務事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において提案内容の評価を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

提案審査は、本整備事業全般についての認識と本業務の内容及び価格について行うものとする。

3 公募の実施者及び連絡先

(1) 実施者

十島村村長

(2) 連絡先

十島村役場 総務課 蔵町

所在地 〒892-0822

鹿児島県鹿児島市泉町14番15号

電話 : 099-222-2101 (代表)

F A X : 0 9 9 - 2 2 3 - 6 7 2 0

電子メール : tokarasuisin@tokara.jp

#### 4 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 : 平成30年度十島村諏訪之瀬島及び平島地区携帯電話等エリア整備事業に係る施工監理審査業務委託
- (2) 契約の履行期間 : 契約締結の日から平成31年3月31日まで(予定)
- (3) 成果物の体裁 : 「十島村情報通信基盤整備事業(海底光ファイバケーブル)施工監理審査業務 仕様書」に定める。

#### 5 経費限度額

経費限度額は 19,614,203円(消費税を含む) とし、提案価格に当該金額の 100 分の8 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)が当該経費限度額を超えた場合は無効とする。なお、当該経費限度額は企画提案のために設定した金額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

#### 6 応募資格等

次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (3) 企画提案書等の提出日において、現に鹿児島県及び鹿児島県内市町村から指名停止の措置の対象となっていない者であること。
- (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 地方自治法、地方財政法、補助金適正化法及び十島村契約規則による制約が課せられ、この様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。
- (6) 都道府県民税及び事業税を滞納していないこと。
- (7) 平成25年4月1日から平成30年3月31日の間に、国又は地方公共団体の発注する地域情報通信基盤整備(海底光ファイバケーブル)に係る施工監理及び審査業務を履行した実績が

あること。

(8) コンソーシアムで参加する場合は、以下の要件を満たしている必要がある。

- ① 全ての構成員が上記の(1)から(6)の要件を満たしていること。
- ② 構成員の1社以上が上記の(7)の要件を満たしていること。
- ③ 各構成員の役割分担が明確であること。
- ④ 構成員が、他のコンソーシアムの構成員として、又は単独で本公募手続に参加していないこと。
- ⑤ コンソーシアムの代表企業は、当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤・管理能力を有することとし、当該委託業務終了後においても、コンソーシアムを代表して事業評価等に責任をもって対応することができること。

## 7 手続き及びスケジュール

各期間の事務取扱については、休日を除き午前8時30分から午後5時15分までとする。

(1) 応募に係る各種様式、仕様書等の交付

① 交付期間

平成30年6月1日（金）から同年6月14日（木）まで

② 交付場所

十島村ホームページにて掲載する。

(2) 公募説明会

実施しない。

(3) 公募に関する質問

① 提出方法

質問書（様式1）については、電子メールによる質問のみ受け付けるものとする。なお、質問のメールを送付してから24時間以内（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く）に、受領確認の返信メールが届かない場合は、電話等による問い合わせを行うこと。

② 提出期限

平成30年6月11日（月）まで

③ 回答方法

質問の回答については、取りまとめたうえ、随時参加者全員に対し、電子メールで通知する。

(4) 参加表明書（様式2）の提出

① 提出方法

直接持参又は郵送等により提出すること。

② 提出期限

平成30年6月14日（木）まで

(5) 企画提案書等の提出

① 提出書類

企画提案書の作成にあたっては、以下に従って作成すること。

・企画提案書の形式

A4 判縦置き・横書きを基本とする。ただし、図表等については必要に応じA3 判横置きまたは A4 判横置き・横書きを可とする。フォントサイズは10 ポイント以上とする。なお、企画提案書の記載にあたっては、理解を容易にするために、イラスト、イメージ図等を使用しても構わない。

・企画提案書の枚数制限

企画提案書は、30 ページ以内に記載すること。A3 判は2ページとして数える。なお、表紙・目次はページ数に含まないものとする。添付資料は一切認めない。

・内容

本業務の実施体制を記載すること。

本業務に資する新たな提案があれば記載すること。

本業務の提案価格及び内訳が分かる見積書を添付すること。

② 提出部数

10部及び電子媒体1部

③ 提出方法

直接持参又は郵送により提出すること。

④ 提出場所

十島村役場 総務課

所在地 〒892-0822

鹿児島県鹿児島市泉町14番15号

電話 : 099-222-2101 (代表)

FAX : 099-223-6720

⑤ 提出期限

平成30年6月18日（月）まで（必着）

⑥ 企画提案書等の再提出

企画提案書等の再提出は、上記期限内に限り認める。なお、企画提案書の部分的な差替えは認めない。

⑦ 企画提案書等の取下げ

提案書等を取下げの場合は、取下げ願い書（様式任意）を提出するものとする。なお、

取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

## (6) 資格確認書類の提出

### ① 提出書類

ア 企業概要票（様式3）

イ 同種の業務等の実績調書（様式4）及びそれを証明できる書類

ウ コンソーシアム構成書（様式任意）※コンソーシアムの場合のみ

エ 委任状（様式任意）※コンソーシアムの場合のみ

オ 履歴事項全部証明書（写し）

カ 直近2事業年度の決算書

キ 直近1年間の都道府県民税及び事業税に滞納がないことを証する書類(写し)

ク 暴力団排除に関する誓約書（様式5）

ケ 印鑑証明書（写し）

### ② 提出部数

1部

### ③ 提出方法・提出期限

参加表明書と同様とする。

## 8 優先交渉権者の選定

### (1) 選定方法

審査は、選定委員会において、優先交渉権者を選定する。

なお、優先交渉権者の選定にあたっては、企画提案書に基づく提案内容のプレゼンテーション及び提案内容についてのヒアリング（質疑）による審査を実施する。

提案内容のプレゼンテーション及び提案内容についてのヒアリングの日程等は概ね以下のとおり予定しており、詳細は改めて通知する。

①日時：平成30年6月21日（木）※予定

②場所：十島村役場内

③時間：参加者1者あたりの説明時間は30分を予定

④その他：

ア 審査会場の入室は3名までとする。

イ プレゼンテーションの内容は提出した企画提案書等の内容とし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。プロジェクター、スクリーンは村で用意するが、パソコン等については参加者で用意すること。

ウ 正当な理由なく、審査に参加しなかった者の提案は無効とする。

エ 参加者が1社のみの場合は、書類審査のみとし、プレゼンテーションを実施しない場合がある。

## (2) 評価点配分表

項目		配点
1	事業の全体概要	5
2	提案内容	55
	施工監理業務	
	審査業務	
	共通業務	
	報告書	
3	スケジュール	5
4	実施体制	10
5	実績書（様式4）	5
6	価格点	20
合計		100

## (3) 結果の通知

優先交渉権者の選定は、書面にて6月下旬までに結果を通知する。

評価の内容、審査の経過については公表しない。また個別の問合せには応じない。

## (4) 審査対象外とする提案書

次の①から④のいずれかに該当する提案書は審査の対象から除外する。

- ① プロポーザルへの参加資格がない者からの提出された企画提案書
- ② 同一の提案者から提出された内容の異なる複数の企画提案書
- ③ 5に示した経費限度額を上回る提案をした企画提案書
- ④ 定められた提出方法、提出場所、提出期限等に適合しない企画提案書

## 9 委託契約

(1) 本事業に係る委託契約は、選定された優先交渉権者と十島村との間で、契約内容の協議を行い、契約を締結する。ただし、採択条件として企画提案書における事業計画、事業実施体制等及び積算の見直しを求めることがあり、十島村と優先交渉権者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合

がある。なお、提出のあったいずれの企画内容も妥当でないと判断した場合は、再公募を行うことがある。

また、コンソーシアムの場合は十島村との契約するまでに各構成員間で協定締結し、その協定書を契約書に添付することとする。

(2) 契約締結予定時期

平成30年6月下旬

(3) 契約金額

契約金額は、価格提案書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）を基に十島村と優先交渉権者の間で協議の上決定する。

(4) 支払い

業務完了後、委託業務に要した経費を確認し支払いを行う。

## 10 留意事項

- (1) 本委託業務のプロポーザルに係る手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成、その他質疑やプレゼンテーションへの出席等に要する費用は、提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給又は事業内容で盗用といった不正行為等が発見された場合、十島村は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとる場合がある。